

2024年10月22日

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会
共同代表 糟谷 奈保子様 柿崎 敦子様

日頃からお世話になっております。

先般ご依頼いただきました質問状の回答を返信いたしますのでご確認ください。

何卒、御会会員様へのご周知をいただき、討議のご参考にしていただけると幸いです。

(質問1) エネルギー政策は国の根幹にかかわるものです。風力発電と再生可能エネルギーについて質問します。お考えに近いもの(複数可)を選んでください。

- ① 再生可能エネルギーとしての風力発電の導入は、積極的に行うべきだ。
- ② 風力発電の導入に関して、環境負荷や住民合意をみながら、慎重に行うべきだ。
- ③ 風力発電の導入に関して、日本という狭い国土や風況を考えると、別の再生可能エネルギーに力をいれるべきだ。
- ④ 再生可能エネルギーよりも、原子力発電により安定した電源を確保するべきだ。
- ⑤ 再生可能エネルギーよりも、火力発電により安定した電源を確保するべきだ。
- ⑥ その他()

選択した回答の理由を教えてください。

風力発電を拡大することで日本のエネルギー自給率を高め、地元の経済成長を支援する必要があると考えます。ただし環境への配慮や住民合意を前提とした上で、自治体や地域住民が参加できるエネルギープロジェクトを通じ、地域経済の活性化とエネルギーの地産地消を促進することが必要であると考えます。

(質問2) 風力発電を導入する場合、環境アセスメントの手続きにより、環境負荷を低減した開発が求められます。現在の環境アセスメントは事業者が自主的に行うもので、行政は助言するだけ、市民は意見を述べるだけで、強制力はない制度となっています。(特記：近年注目の洋上風力発電においては、海の生態系について調査・方法が未確立との理由から環境アセスメント調査をしないままに進められています。)

アセスメントについて、質問します。もっとも近いものを選んでください。

(質問4) 風力発電施設が鳥類など自然環境に影響を与えるという指摘があります。もっとも近いものを選んでください。

- ① 鳥類など自然環境に対する現行の対策・基準は全く問題がなく、特に見直しは必要ない。
- ② 鳥類など自然環境に対する現行の対策・基準は厳しすぎる。もっと緩和するべきだ。
- ③ 鳥類など自然環境に対する現行の対策・基準は十分に自然環境に配慮したものと言えない、見直しが必要だ。
- ④ その他 ()

選択した回答の理由を教えてください。

鳥類や自然環境への影響を最小限に抑えるためには、立地選定のルールやタービン技術の改良、環境モニタリングの徹底などの対策が必要であると考えます。

(質問5) 風力発電施設の景観への影響について、現状に課題があるという指摘があります。もっとも近いものを選んでください。

- ① 現状の景観に関する基準は全く問題がなく、特に見直しは必要ない。
- ② 現状の景観に関する基準は厳しすぎる。もっと緩和するべきだ。
- ③ 現状の景観に関する基準は十分に住民や観光に配慮したものと言えない、見直しが必要だ。
- ④ 風力発電では景観に関する問題があるため、別の再生可能エネルギーに力をいれるべきだ。
- ⑤ その他

選択した回答の理由を教えてください。

立地場所によっては自然景観、文化的景観に影響する場合があります。そのため立地選定に関しては慎重な検討が必要であり、地域住民や観光業者と協力し、地域のニーズや景観保護に対する意見が十分に尊重される進め方を検討するべきであると考えます。

(質問6) 北海道第4区では、再エネ海域利用法による洋上風力発電の有望な区域として「石狩市沖」「岩宇・南後志地区沖」「島牧沖」の3区域が選定されました。

離岸距離が近すぎて健康影響が懸念されるだけでなく、景観や自然環境を破壊し、沿岸漁業や住民生活への影響も懸念されています。石狩湾、積丹半島、弁慶岬周辺、茂津多岬周辺は「生物多様性保全の観点から重要度の高い海域（沿岸域）」に指定されています。野生生物にとっても、漁業資源にとっても重要な海域に間違いありません。海洋生物への影響の予

測をしなくとも、強引に進めてられてしまう風力発電事業に疑問を感じています。このことについて、どうお考えですか？

選定された3区域は、生物多様性保全の観点から重要度の高い海域に指定されており、海洋生物や漁業資源にとって重要なエリアです。魚の回遊ルートや産卵場所に悪影響を与える可能性が指摘されており、漁業者にとって施設設置による漁場の損失や漁獲量の減少が大きな懸念となっています。強引に進めるのではなく科学的根拠に基づいた環境影響評価を進め、地域の関係者と慎重な議論を行う必要があると考えます。

(質問7) 石狩市は「石狩市風力発電ゾーニング計画書」を策定しています。このゾーニング計画は平成29年・30年の2年にわたり、環境省の委託事業として5700万円の補助金を受けて、専門家・市民・行政の協力のもと、「ゾーニング手法検討委員会」、3つの「作業部会」で協議して案をまとめ、パブリックコメントを募集し、「石狩市環境審議会」で審議をし、いくつもの市民参加手続きを経て策定されました。その結果、導入可能エリアの面積は陸域・洋上ともに0km²でまとめられました。

1) 石狩市(行政)は一般海域の洋上風力発電の促進区域に手挙げをしました。これは、市民参加手続きをないがしろにするものだと思いますが、どのようにお考えですか？

石狩市の海域や陸域は生物多様性の保全が重要な地域とされていることから、住民の合意形成のあり方を検討するべきであると考えます。

2) 風力発電実施事業区域に「環境保全エリア」が堂々と含まれる計画をどう思いますか？

環境保全エリアは、生態系や生物多様性の保護が重視される地域であり、ここでの開発は自然環境への重大な影響を及ぼす可能性があります。徹底的な環境影響評価を実施し、住民や関係者との十分な対話が望ましいと考えます。

(質問8) 小型風力発電(1000kW未満)については、石狩市では「ガイドライン」によって風力発電設備の設置及び運用の基準が定められています。しかし、経産省に受理されたIDが転売されて、何度も同じ地番の説明会があることもあれば(売電単価55円/1kWh)、突然計画が持ち上がることもあり、住民にはわかりにくいものになっています。FITが転売ビジネスの温床になっていることについて、どう思いますか？

制度の厳格化が必要であると考えます。